

【手順7】「機械の残留リスクに関し機械の使用者等に通知し、かつ警告」する。

保護方策を策定し、リスクの再見積りでその妥当性等の確認を行ったあと、残っているリスク（残留リスク※）を「使用上の情報※」として作成し、現場の機械使用者に周知し、併せて具体的にそのリスクを回避するための手だてを立案しておかなければなりません。

機械使用者側としては、メーカーが作る「使用上の情報」（機械の取扱説明書ならびに残留リスク情報）に基づき、使用者側が準備すべき物理的な安全防護等の方策の他、残留リスクを考慮した作業手順書の作成、機械作業等への残留リスクの周知および安全教育を含む安全管理の実施が必要です。

・ 残留リスク情報の作成・通知・警告

新規の機械を導入した際、メーカーから入手した残留リスク情報を確認する上で、メーカーの責務としての以下の項目を守って提出されたものかどうかを吟味することが重要です。これに反しているなら、メーカーにクレームを付けるべきです。

- 1) 使用上の情報で、設計上の不備を補ってはいけない
- 2) 使用上の情報は、機械のライフサイクル全般が対象でなければならない

機械の使用者側でリスクアセスメントを実施すれば、これらの残留リスクのいくつかは機械に施す保護方策で低減される場合があります。また、設置状況や、新たに施した保護方策の影響で新たなリスクが発生し、これが低減できず、残留リスクとなることがあります。そこでこれらを最終的な残留リスク情報として作成し、機械使用者等へ通知・警告する手段を講じます。

なお、警告文をつくる場合気をつけたい事項として次のことが挙げられます。

- ・ 簡潔な表現、一貫した用語や単位を使うこと
- ・ 一般の人が直ちに理解できる（誤解しない）形式、表現にすること
- ・ 文書等の耐久性、耐候性を確保すること
- ・ 警告ラベルの場合、貼る場所、位置を十分吟味すること

・ 残留リスクへの対策（人的対策）

これまでのステップでは、機械のリスク低減のために機械に施す方策を考えてきましたが、このような技術的な方策では対応しきれず残ってしまったリスク、すなわち最終的に残ったリスクについては、人に対する教育・訓練や、その有効性を確保するための安全管理システムを構築して対処することになります。

① 教育訓練

当該機械設備に関する安全教育、ゼロ災・KYTなどの共通的な安全教育

② 保護具の装着等

人体に装着する保護具の適切な使用推進、治工具の適正な使用推進

③ 作業許可システム

その機械設備に関する特別教育等の修了者のみに機械操作を許可するシステム
指名者のみ、その機械設備の設置エリアへの入場を許可するシステム